

法務省民商第4号
平成21年1月5日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局長

商業・法人登記事務の集中化の実施に伴う新登記情報システム導入後の印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務の取扱いについて（通達）

商業・法人登記事務の集中化の実施に伴い商業・法人登記事務を集中して取り扱うこととなった登記所及び商業・法人登記事務を取り扱わないとこととなった登記所における新登記情報システム導入後の印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1 本通達の趣旨

本通達は、法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化（以下「集中化」という。）の実施に伴い、商業・法人登記事務を集中して取り扱うこととなった登記所（以下「商業登記所」という。）及び商業・法人登記事務を取り扱わないこととなった登記所（以下「不動産登記所」という。）の双方に新登記情報システムが導入された場合において、不動産登記所が取り扱うことができる印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務に係る当分の間の措置について明らかにしたものである。

なお、本通達による取扱いは、不動産登記所において集中化の実施前に取り扱っていた商業・法人登記事務に係る管轄区域内に本店又は主たる事務所を有する会社その他の法人等について行うものとする。

第2 印鑑カードに関する事務の取扱い

不動産登記所においては、印鑑カードの交付の請求（商業登記規則（昭和39年勅令



法務省令第23号。以下「規則」という。) 第9条の4第1項), 廃止の届出(規則第9条の5第3項), 返納(同条第5項)及び回収その他の必要な措置(同条第6項)に関する事務を取り扱うものとする。

この場合において、後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者)又は管財人等(規則第9条第1項第5号)が法人である場合においてその職務を行うべき者として指名された者が不動産登記所に印鑑カードの交付の請求をするときは、当該不動産登記所が当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄している不動産登記所である場合に限り、規則第9条の4第1項の書面に後見人又は管財人等である当該法人の登記事項証明書を添付することを要しないものとする。

第3 電子認証に関する事務の取扱い

不動産登記所においては、電子証明書の発行の請求(商業登記法(昭和38年法律第125号。以下「法」という。)第12条の2第1項, 第3項), 使用廃止の届出(法第12条の2第7項), 使用再開の届出(規則第33条の13第5項), 識別符号の変更の届出(規則第33条の14第1項)及び電子証明書の再発行(平成12年9月29日付け法務省民四第2274号通達第1の6)に関する事務(法第12条の2第5項の法務大臣の指定する登記所が行う事務を除く。)を取り扱うものとする。

第4 申請書等の保管

第2及び第3の請求等に係る申請書類及び磁気ディスクは、当該請求等のあった不動産登記所において保管するものとする。

第5 その他

第2から第4までは、会社以外の法人並びに投資事業有限責任組合、有限責任事業組合及び限定責任信託に係る印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務の取扱いについても適用されるものとする。